

(農業集落排水および漁業集落排水使用料も含まれます。)

現在の下水道使用料（農業集落排水使用料及び漁業集落排水使用料を含む。）は、平成16年10月の合併時に下水道等使用料を統一し、その後、平成20年4月に料金改定をおこないましたが、今なお、下水道事業等特別会計は一般会計から多額の繰入を受けてその収支を保っている状況です。下水道は処理区域内の方しか利用する事ができませんので、利用できる一部の方のために一般会計から多額の繰入をする事は負担の公平を欠くことになります。

現在も施設を整備しており、大幅な値上げは住民生活に及ぼす影響が極めて大きいと思われ、下水道事業等特別会計は独立採算制が原則ですが、下表のとおり料金の改定幅は最小限に止めるものとなりました。

下水道による生活環境の改善やきれいな海や川などの自然環境の保全のため、今後とも施設の適正な維持管理等を行うとともに経費の節減合理化に努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

改定前（H 23 年 3 月検針分まで）			改定後（H 23 年 4 ・ 5 月検針分以降）		
下水道等使用料（1期2か月につき）			下水道等使用料（1期2か月につき）		
基本料金	12 m ³ まで	2,200 円	基本料金	12 m ³ まで	2,310 円
超過料金 1 m ³ につき	12 m ³ 超過～40 m ³ まで	210 円	超過料金 1 m ³ につき	12 m ³ 超過～40 m ³ まで	220 円
	40 m ³ 超過～60 m ³ まで	160 円		40 m ³ 超過～60 m ³ まで	168 円
	60 m ³ 超過～	140 円		60 m ³ 超過～	147 円
備考			備考	基本料金と超過料金を合算した料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、消費税は含まれるものとする。	

【参考】利用月（検針月）別の納期限・口座振替日

利用月	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
検針月	5月末	7月末	9月末	11月末	1月末	3月末
納期限 口座振替日	8月末日	10月末日	12月25日	2月末日	4月末日	6月末日

※月末が、土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限・振替日になります。

※検針は、奇数月の20日から末日までの間で行い、これに基づき算出された使用水量により使用料金を算定します。

■問い合わせ 上下水道課 管理班 ☎0820(79)1011